

◎工作物関係

事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）しなければなりません（石綿則第3条）。

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。（令和8年1月1日以前着工の工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましいです。）

区分	対象工作物	事前調査の資格 (下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき 厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第 278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	A.工作物石綿事前調査者
特定工作物以外の工作物	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	A.工作物石綿事前調査者 B.一般建築物石綿含有建材調査者 C.特定建築物石綿含有建材調査者 D.令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆山梨県内の事前調査実施機関

（令和7年11月末現在、50音順）

名 称	所 在 地 ホームページURL	電話番号	在籍する資格者 (上記A～Dに対応)
			A B
株式会社AKI研究所	笛吹市石和町市部1125-1 http://www.aki-lab.jp/index.html	055-267-9611	A B
環境未来株式会社 山梨検査センター	中央市流通団地1-6-1 https://kankyoumirai.co.jp	055-274-0788	A B C
有限会社三井シーズテック	甲斐市西八幡910-1 https://www.m-seedstec.jp/	055-249-8352	A B C
株式会社メイキヨー	甲府市徳行2-2-38 https://meikyo-y.co.jp/service/inspect/work	055-228-2858	B C
新 株式会社明善	甲府市住吉2-3-23 中沢ビルA102号 https://www.meizen2022.jp/	055-225-6848	B C
株式会社山梨県環境科学検査センター	甲斐市竜王新町2277-12 https://www.yrce.co.jp/archives/product/product35	055-278-1600	A B

◆工作物石綿含有建材調査者講習の実施機関

名 称	所 在 地 ホームページURL	電話番号
調整中		